鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化について

教育委員会事務局 学校教育課

1 目 的

将来推計に基づき過大規模校又はそれに準じる大規模校として対応が必要な学校について通学区域の弾力化を図る。

2 対象

旭が丘小学校の通学区域の一部,白子中学校の通学区域に居住し,4月1日に1年生となる児童・生徒を原則とする。

3 内容

(1) 旭が丘小学校の通学区域

指定校が旭が丘小学校の児童は、隣接する小学校への就学を次のとおり認める。 ただし、就学を希望する学校までの距離は、直線で2km以内であること。 また、当該小学校卒業後は就学先の指定中学校へ入学となる。

指定校	指定校以外に就学できる小学校	
旭が丘小学校	玉垣小学校、愛宕小学校又は白子小学校	

(2) 白子中学校の通学区域

指定校が白子中学校の生徒は、隣接する中学校への就学を次のとおり認める。 ただし、就学を希望する学校までの距離は、直線で6km以内であること。

指定校	小学区	指定校以外に就学できる中学校
白子中学校	旭が丘小学区	鼓ヶ浦中学校又は千代崎中学校
	稲生小学区	天栄中学校、鼓ヶ浦中学校又は創徳中学校
	桜島小学区	千代崎中学校又は創徳中学校

4 定 員

受け入れる学校の児童生徒数や教室数等を勘案し、教育委員会が毎年度定める。